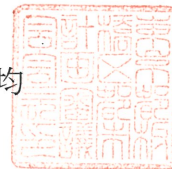




3板都都第 228 号の 3
令和 4 年 1 月 18 日

東京都板橋区長
坂 本 健 様

東京都板橋区都市計画審議会
会 長 河 島 均



板橋区景観計画の変更について（答申）

令和 3 年 12 月 20 日付 3板都都第 262 号により付議のあった標記の件について、
当審議会は案のとおり決定することに異議ありません。

主な質疑と区の考え方

	質疑	区の考え方
1	景観形成重点地区に指定されることでどういったところがプラスに変わるのか。	その地区の特性を踏まえた基準を設けることで、より良好な景観の形成を図ることができる。特に板橋宿不動通り地区においては、旧中山道と調和したにぎわいのある景観の形成を目指している。
2	国道 17 号に一部エリアがかかっているが、国の同意を得ているのか。	既に全域が一般地域に指定されており、重点地区に指定されることで国道に対して新たな規制がかかる訳ではないため同意協議は不要。指定後報告を行う。
3	景観まちづくりプランには、屋外広告物に関する推奨色が記載されているが、区は今後どのように指導していくのか。	景観計画には、推奨色までの記載は難しいため、他の重点地区と同様にガイドラインを作成し、推奨色を示し、協議を通して誘導を行っていく。
4	届出対象規模の同時期に建築される～の同時期について定義はあるのか。	正確な期間は特に定めがないが、社会通念上同時期とみなされるものについてその都度区で判断する。

また、上記の質疑のほか、以下のような意見を伺った。

- ・景観形成重点地区に指定されたことも含め、商店街をしっかりとアピールしてほしい。
- ・まちづくりプランは不動通りの歴史から色彩の調査まで丁寧につくられていて住民の熱意が伝わってくる。